

公立大学法人横浜市立大学情報セキュリティ基本方針

制 定 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（以下、「本学」という。）では、「国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指す。」というミッションを果たすために教育・研究・医療活動及び運営を行っており、様々な場面において情報資産を取り扱う。これらの情報資産を安全かつ効果的に活用するために、情報セキュリティに関する基本方針をここに定める。

(方針)

第 2 条 教職員や学生の情報リテラシー向上を図りながら作業の生産性・利便性を担保しつつ、重要度に応じて情報資産が適切に管理されるよう基盤の整備とともにセキュリティを確保することが必要不可欠である。

前条の目的を達成するため、情報セキュリティに関する基本規程（以下、「基本規程」という。）及びその他の規程等を定め、次の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報資産の重要度に応じた適切な管理
- (3) 情報資産及び情報システムの保護
- (4) 情報システム及び情報サービスの管理・運用
- (5) 学内の情報資産への外部からの攻撃等に起因する事故の防止
- (6) 本学の構成員による学内外の情報資産に対する不正アクセス等の加害行為の防止
- (7) 情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務の遵守
- (8) 法令、規則、規範、契約等への違反及び事故が発生した場合の対処
- (9) 利用者への啓発・教育
- (10) (1)～(9)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第 3 条 本学の情報資産及び情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び基本規程並びに基本規程に基づいて別に定めるその他の規程等を遵守して利用又は運用しなければならない。

(罰則)

第 4 条 本方針に基づき定められる基本規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、本学の学則及び本学が定める就業規則等に則って行うほか、それぞれの規程等の定めるところによる。

附 則

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。